		ブルンジ			相手国政府・相手国際機関
	換公文	ンジ共和国政府との間の	糧援助に関する日本国政		名 称
		援助のための生産物及び役務の	十九年の食糧援助規約に関		摄助の目的及び内容
	H23. 3.31まで	400,000千日		(注2)	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限
(同日)	ブラで	ブジェン	H23. 2.23	(注3)	署名日署名地(効力発生日)
ン・ンサンゼ外務・国際 協力大臣	側 オーボュス	ジ大使	日本側 髙田稔久在ブルン		署名者
	72号	H23. 3. 8	,		告示日 告示番号 (注4)

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。 (注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。